

令和3年度定期予防接種に係る取り組みについて

1 主旨

予防接種法に基づく定期予防接種のうち、日本脳炎ワクチンの供給量不足に対する対応を国より求められたので報告する。

2 日本脳炎ワクチンの定期の予防接種にかかる対応について

(1) 事業主旨

予防接種法に基づく日本脳炎ワクチンの定期の予防接種については、令和3年1月15日付国通知（別添参照）により、ワクチン製造2社のうち1社に製造上の問題が発生し、原因究明のため製造を一時停止（現在は再開）した影響でワクチンの出荷量の調整が行われることになり、区市町村に対して、1期の接種対象者及び平成15年度生まれの特例対象者を優先して個別に通知する等の対応が求められた。

そのことを踏まえ区は、日本脳炎ワクチンの延期対象者に対し、案内はがきにより当該内容等を通知する。

(2) 区の対応について（概要）

日本脳炎ワクチンの供給量減少に伴い、令和3年度の接種対象者の一部への個別通知を令和4年度に延期する。

① 延期対象者

平成29年度生まれの日本脳炎1期追加および平成24年度生まれの日本脳炎2期の対象者 14,506人

※令和3年度に通知する対象者は、平成30年度生まれの日本脳炎1期および平成15年度生まれの日本脳炎2期の特例対象者となる。

〈接種対象者〉

表中網掛の者は接種時期が令和3年度から令和4年度に延期になった者

	1期	1期追加	2期
令和3年度	・平成30年度生まれ	・個別通知なし	〈特例対象者〉 ・平成15年度生まれ
令和4年度	・平成31・令和元年度生まれ	・平成29年度生まれ ・平成30年度生まれ	・平成24年度生まれ ・平成25年度生まれ 〈特例対象者〉 ・平成16年度生まれ

② 周知方法

①の対象者への周知は案内はがきにて行う。また、区ホームページ、区のおしらせにおいても同様に周知を図っていく。

(3) 今後のスケジュール (予定)

令和3年3月	両医師会に情報提供
	区ホームページで周知
中旬	該当者へ案内はがきを発送
4月1日	区のおしらせ4月1日号掲載

健健発0115第1号
令和3年1月15日

各〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
（ 公 印 省 略 ）

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの定期の予防接種に係る対応について

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（以下「日脳ワクチン」という。）の供給見通しについて、下記のとおり、お知らせします。

現在、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく、日本脳炎の定期接種には、阪大微生物病研究会（以下「ビケン」という。）のジェービックV及びKMバイオロジクス株式会社（以下「KMB」という。）のエンセバック皮下注用が使用されています。

ビケンから、ジェービックVについて、製造上の問題が生じたことから、その原因究明のため、製造を一時停止した旨の報告がありました。なお、現在、製造は再開されています。

このジェービックVの製造一時停止により、日脳ワクチンの供給量に影響が生じるため、2社のワクチンともに、出荷量の調整が行われる予定です。

つきましては、日脳ワクチンの定期接種に係る対応について、下記のとおり情報共有しますので、貴管下市町村、貴管内関係団体、関係医療機関等へ周知するとともに、日脳ワクチンの円滑な流通について関係者との連携に努めていただきますようお願いいたします。

記

1. 日脳ワクチンの供給見通しについて

ジェービックVの供給状況を踏まえ、KMBに日脳ワクチンの増産を依頼し、2021年度には、2020年度と比較して、100万本程度の増産が行われます。この増産分を勘案しても、2社合計で、2020年度と比較して、2021年度は、80万本程度供給量が減少する見込みです。

一方、2022年度は、2社ともに増産を行い、2020年度と比較して、160万本程度供給量が増加する見込みです。

【2021年1月時点のビケン及びKMBからの供給実績又は見込み】

		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	計
2020年度	B	127.5万本	75万本	35.5万本	100.3万本	338.3万本
	K	0万本	33.5万本	13.0万本	20.4万本	66.9万本
						2社合計：405.2万本
2021年度	B	0万本	0万本	39.0万本	117万本	156万本
	K	47.4万本	60.0万本	40.0万本	20.0万本	167.4万本
						2社合計：323.4万本
2022年度	B	91.0万本	91.0万本	130.0万本	78.0万本	390.0万本
	K	40.0万本	20.0万本	53.0万本	60.0万本	173.0万本
						2社合計：563.0万本

※B：ビケン、K：KMB、：供給実績、：供給見込み

2. 日脳ワクチンの定期接種に係る対応について

2021年度の特に前半において、日脳ワクチンの供給量が大幅に減少し、出荷量の調整が行われる見込みであることから、当面の間、以下の対応をお願いします。

(1) 医療機関等の対応について

- ① 必要量に見合う日脳ワクチンを購入いただくこと。
- ② 供給が安定するまでの間、4回接種のうち、1期の2回接種（1回目及び2回目）の接種を優先すること。

（ただし、定期接種として接種が受けられる年齢の上限※が近づいている場合には、定期接種で受けられる年齢を過ぎないように、2021年度内に接種を行うこと）。

※1期（1～3回目接種）は、生後6か月から生後90か月に至るまで、2期（4回目接種）は、9歳以上13歳未満が対象。このほか、特例措置として、2007（平成19）年4月2日から2009（平成21）年10月1日生まれの者は、9歳以上13歳未満の間に、定期接種として1期の接種が可能。また、1995（平成7）年4月2日から2007（平成19）年4月1日生まれで、20歳未満の者については、4回の接種が終了していない場合には、定期接種として1期及び2期の接種が可能。

(2) 市町村の対応について

2021年度の個別通知を行う際には、1期の2回接種（1回目及び2回目）の接種対象者及び2003（平成15）年度生まれの特例対象者に通知すること。また、2022年度には、2021年度の1期追加及び2期の接種対象者にも合わせて通知すること。

2021年度及び2022年度に個別通知を行う対象の詳細については、以下の表を参照すること。

【個別通知を行う対象について】

	1期	1期追加	2期
2021 (R3)年 度	○2018(H30)年度生まれ	個別通知なし	<特例対象者> ○2003(H15)年度生まれ
2022 (R4)年 度	○2019(H31、R1)年度生 まれ	○2017(H29)年度生まれ ○2018(H30)年度生まれ	○2012(H24)年度生まれ ○2013(H25)年度生まれ <特例対象者> ○2004(H16)年度生まれ ○実施可能な範囲で、 2005、2006(H17、18) 年度生まれで、1期及び 1期追加の接種を完了 した者

(3) 卸売販売業者の対応について

当面の間、日脳ワクチンの出荷量の調整が行われる見込みであることを踏まえ、卸売販売業者は、前年に他社と取引しており、自社と取引実績がない医療機関や、新規開設の医療機関から発注があった場合に、取引実績がないことを理由に不利になることがないよう配慮すること。